	調査依頼事項及び回答(全航連部分)
	「1. 無線機器の信頼性」
1	1)定期検査受検前(及び平常時)の整備において、無線局の不具合が発生している件数・割合等に関して分かる資料があれば 提出願います。無線機単体及び無線局全体(機体に設置した運用状態)について各々調査お願いします。又、新しい設備と古い 設備及び大型機に搭載する機器と小型機に搭載する機器の比較が可能となるようなデータがあれば提出願います。
	回答 別紙 A
2	3)航空機に搭載されている無線設備の故障率について分かる資料があれば提出願います。(大型機に搭載されている無線設備 と小型機に搭載されている無線設備との比較及び新しい無線設備と古い+無線設備との比較を行う為のデータを提出願います。
	回答 メーカーに問合せをしましたがデータは、あるものの出せないとの事で資料としては、有りません。
	各構成員からの質問事項
3	Q3 無線機器の性能バラツキ・互換性については、どのようになっているか。
	回答 現用で運用している機器(TSO取得品)の性能バラツキは、有りません。全て電波法の規定値内に入っています。又、互換性については、同型式ならば問題なく使用可能です。
	「2. 航空機局に係る電波法上の手続き(検査関係)」
4	1)海外における検査の実態についてご存知の情報があれば提供願います。(実態、頻度、内容、費用について報告願います)
	回答 海外では、一部の国(英国、韓国等)を除いて日本の定期検査にあたるものの実施は、無いと聞いています。
5	2)わが国において無線局検査の検査項目の確認は、登録検査等事業者が点検する場合には、どのように行われているか分かる資料があれば提出願います。(無線設備の設置状況、無線従事者の選任状況、必要書類の備え付け状況、無線局の運用状況、点検データの収集タイミング、点検結果通知書(報告書)のサンプル等入手可能な資料等の提出をお願いします)

回答 別紙 B 点検項目 登録点検事業者等規則 別表第7号による点検 点検データの収集タイミングについては、耐空検査受検整備作業時に実施。運航時には、機器取り下ろしのベンチチェックを伴う 為、不可。

6 3)電波法の規定による定期検査に掛かる費用とそれ以外の整備等に掛かる費用が分かるデータを出来る限り詳細に提示願います。

回答 電波法の規定による定期検査費用 登録点検による場合(¥2550),登録点検以外による場合は、無線機器の個数、 出力等により電波法手数料令第19条により計算。

電波法の規定以外の費用については、電気的特性の点検の場合、無線機器1台につき約¥40,000~¥80,000掛かる。 又、総合試験及び書類作成で約¥200,000~¥300,000掛かる。

小型機に関しては、機体により装備品数が異なるので一概に1機いくらかは、分からない。装備品×上記1台あたりの点検費用 で計算可能。又、自社で検査する場合は、検査に使用する測定器の保守等にもコストが掛かっている(1年に1回の校正が義務 付けられている)。例としてA社の場合は、年間約¥50,000,000掛かっている(測定器数約70台)

各構成員からの質問事項

Q1 対象となっている無線機器などの法廷点検項目。具体的な整備手順(Standard Operation Pattern)が素人にも分かりやすくなっているものを入手頂きたい。

回答 別紙 C 登録点検の場合 登録点検事業者規則 別表第7号による

Q2 航空機などでは、無線機器より厳重な定期点検、分解点検がる機器ばかりと思われるが点検間隔などの一覧があれば無線機器のベンチチェックの負担が相対的に分かりやすいので入手頂きたい。

回答 別紙 D 点検リスト(参考)

9 Q4 「信頼性管理体制(方式)の管理の品質は、標準化されいるか?国・第3者による事業者の力量の把握や評価の実施は?

回答 事業者が、認定事業場の認可(有効期間2年)を受けた場合には、国交省・航空局により2年毎に立ち入り検査を実施し更 新の確認を実施される。又、1年目の中間年においては、中間検査として立ち入り検査が実施される。(実質毎年の立ち入り検査 実施)

別紙 E 整備規定 品質管理方式部分添付

「3. 製造番号管理関連」

1)製造番号管理の現状について分かる資料があれば提出願います。(現行の予備の実態、海外において不具合が発生した際の共通予備装置の扱いに関する各国の制度、実際の手続き内容及び改善が求められる点について調査願います)

回答 現状では、同一型式の無線機器を搭載する航空機局名とその型式、その搭載する全ての製造番号を記載したものを申請 し許可を受けて使用する。

別紙 F 予備装置申請例添付

11 2)わが国における共通予備装置制度について他業者との間での利用が難しい事の具体的理由等があればご指摘願います。

回答 無線局免許手続規則第2条の6により同一人に属する二以上の無線局相互間において・・・・・他業者(正確にいうと他免許人)間での利用は、不可となっています。(航空法上では、同型式において搭載する機器の良品を証明する書類が整っていれば申請/許可等の手続きなしで可能)

構成員からの質問事項

| 12 | Q1 現在のELTの技術基準は、総務省H15告示153に記載されておりこれによるとELTのコーディングは、・・・・・

回答 ELTのコーディングは、各社まちまちであり4つのコーディングのいづれかを採用しています。(各会社単位では、コーディング方法が統一されていると思われます)海上保安庁への登録については、該当する航空機とその搭載するELTのコーディングの関係が分かるるような登録となっている。実際の海上保安庁への登録は、運航者等がELT登録フォームを電子データにして救難調整本部へメール添付して登録完了する。

別紙 G ELT登録フォーム添付

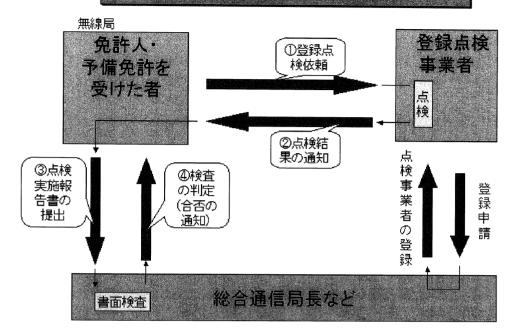
過去2年間に発生した定期無線検査前の故障の件数(単体)⇒代表的な小型機運航社(2社)にて代表的な機器型式を抽出

番号	無線設備の種別	ベンダー (メーカー)	型式	部品番号	保有台数	不具合件数	搭載年代	備考
1	HF無線電話	Rockwell Collins (HF-230)	TCR-230 PWR-230	622-6557-002 622-6667-001	3 SET	0 件	2003 ~	
	"	BENDIX/KING (KHF950)	KAC952 KTR953	064-1015-00 064-1017-00	3 SET	1 件	1988~	
2	VHF無線電話	Rockwell Collins	VHF-22A	622-6152-001	14 台	1 件	2003 ~	
	<i>''</i>	BENDIX/KING	KY196A	064-1054-30	24 台	8 件	1990~	
3	ATC トランスホ゜ンタ゛	Honeywell (Bendix/King)	KT76A	066-1062-00/-02	39 台	3 件	1980 ~	
	"	Rochwell Collins	TDR94	622-9352 <i>—</i>	2 台	0 件	1998~	
4	機上DME	Rockwell Collins	DME-42	622-6263-003	11 台	0 件	2003 ~	
	"	Honeywell (Bendix/King)	KDM706A	066-1066-	10 台	1 件	1984~	
5	電波高度計	Honeywell (Bendix/King)	KRA405B	066-01153-0101	13 台	1 件	2003 ~	
	"	Rockwell Collins	ALT-55B	622-2855-011	1 台	0 件	1998~	
6	気象レーダー	Honeywell (PRIMUS)	RT-5001	MI-585300-1/-4	3 台	0 件	2003 ~	
	"	Honeywell (Bendix/King)	ART2000	07100519-0101	2 台	0 件	1996~	
7	ELT	MARTEC SERPE-IESM	KANNAD 406AP	S1820502-02	33 台	1 件	2007 ~	
	"	ARTEX	C406-1HM	453-5001 (431)	12 台	0 件	2006~	
8	ACAS 2	Honeywell (Bendix/King)	TPU67A	066-01146-1211	3 台	0 件	1990 ~	
	ACAS 1	AVIDYNE	TAS620/9900X	70-2420-	6 台	2 件	2005~	

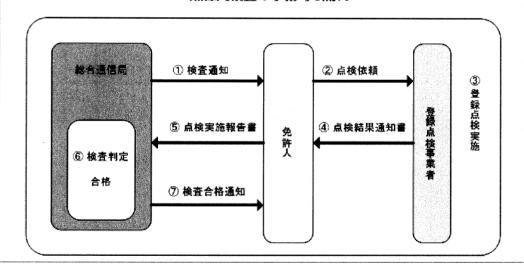
代表的な小型機運航社(2社)での不具合データ(約200機)

	不具合発生確認期間	無線機種別	件数	機体の状態
	·	VHF無線電話	10	飛行中
		<i>II</i>	2	11
		HF無線電話	1	<i>II</i>
	2007.04~2011.07	ATCトランスポンダ	3	"
	2007.04* 9 2011.07	機上DME	1	11
		電波高度計	1	<i>''</i>
		ACAS	1	<i>''</i>
		ELT	1	11

登録点検事業者制度の活用の流れ



・無線局検査の事務的な流れ



番号	種類。	· Andrew State (1995)
①	検査通知	無線局定期検査実施通知書が総合通信局から送られてきます。
2	点検依頼	上記書類に「定期検査を実施する時期」が記入されているので 間に合うように登録点検事業者に点検を依頼します。
3	登録点検実施	点検有効期間を考慮し点検を実施します。
4	点検結果通知書	免許人へ通知
(5)	点検実施報告書	総合通信局へ提出
6	審査	検査判定
7	検査合格通知	判定結果を「無線局検査結果通知書」にて免許人に通知

無線設備等の点検実施報告書

関東総合通信局長 殿

免許人の	〇×△□株式会社
氏名又は	
名 移	斥 代表取締役社長 ○○××△
連絡先X	X-XXX-XXXX = XXX-XXXX

私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので電波法 第 10 条第 2 項 の規定に 第 73 条第 4 項 より点検結果通知書を添えて提出します。

点検年月日	平成XX年XX月XX日~ 平成XX年XX月XX日	無線局の種別	航 空 機 局
免許の番号	(平成 X X 年 X X 月 X X 日 免許)	識別信号	JAXXXX

点検を行った場所	
登録検査等事業者名	○×△□株式会社(関一第 号)
備考	前回無線検査受検日 平成XX年XX月XX日 検査種別 新設・変更・定期 検査結果 合格・不合格 指摘事項 有 □ 無 □

- 注 1 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
 - 2 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許の番号」、第18条第 2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。
 - 3 点検を行った無線局が複数である場合には、本報告書に一括して記載することを可とする。 当該欄に記載出来ない場合は、別紙として添付すること。

○×△□株式会社

点検結果通知書

登録検査等事業者の 氏名又は名称

殿

Form No. ----

	,	代表者氏名			代表取	双締役社	:長	$\bigcirc\bigcirc$	$\mathbb{Z} \times \triangle \triangle$
	:	登録点検事業	者番号	<u>1</u> .	•	関一	·第 X	XXXX	7号
		点検員の氏名			5	· .			印
登録検査等事業者等規						法書に	基づ	き貴所	属無線局
の無線設備等の点検を行	つたので、	ト表のとお 	り迪気	ロしま 	ミす。 				
点検年月日 平成XX年XX 月	月XX日~平成) ———————	(X年XX月XX日 —————————————————————————————————	無線局	帚の 種	刨		航空	選機 局	
点検の場所			免詞	午番号	ļ.				
識別信号 JAXX	×× (XXXX)	XXX)							
第 1 無線従事者の資格及	び員数								
 1 選任されている無線従事	事者の資格	資格及び員数	数は無額	線従事	者選任	£届の通	19		
1 選任されている無線従事 及び員数(立会者の氏名 番号)	及び免許証	立会者 の氏名				資格 番号			
2 選任されている無線従事 事実	者の従事	従事の事	実		有 [[2	無		
第 2 時計及び書類									
1 時計の備付け		備付け	有	V	<u>#</u>	# <u> </u>			
	7 ANIE -	備付け	有	V	#	# <u> </u>			
2 無線局免許状の備付け及 	なび掲示	掲示	有	V	4	# <u> </u>			
		備付け	有	V	無	# <u> </u>		免除 [
3 無線業務日誌の備付け、	記載内容	保存	有	V	4	# <u></u>			
及び保存		記載内容	合致	V	相違	E			
		相違事項			なし	,			
4 その他の書類の備付け		備付	け書類	———— 頁			現 很	宁 化	
		申請書の写し	, 有[] 無		されて	いる [レル	ない
		相違事項			なし		7		

別紙 B−2 JA×××× 2/2

第 3-1-1 無線設備(照合/確認)[無	無線 局	事項書	関係]		
1 免許人(予備免許を受けた者を含む。)	<u></u> (2	ì致 [J	相違		相違事項なし
2 無線設備の設置場所	<u>é</u>	ì致 Ū	相違		相違事項
3 無線設備の設置箇所	<u></u>	致 []	相違		なし 相違事項 なし
	所有	 ī者名			74 C
	航空	民機の用			
	航空	機の型.	式		
4 航空機関係事項	航行	区域			
	定置	場			
	登鉤	記号			JAxxx
		法第60s 有無	条の規定	定に該	する ロしない
第 3-1-2 無線設備(照合/確認) [コ	事設	計書関係	系]		
1 送信(受信)可能な電波の型式 及び周波数	 습	致 🔽	相違		相違事項なし
2 送受信設備、特殊な設備及び 附属装置の型式又は名称、製 造番号及び型式検定番号等	合	致 口	相違		相違事項なし
3 周波数測定装置の備付け		有 🗌	無		免除 [2]
4 空中線系	合	致 口	相違		相違事項なし
5 電源設備	合	致 口	相違		相違事項なし
第 3-2 無線設備(電気的特性の点検)	L		***************************************	5	引 紙
電波の強度に対 ⁻ る安全施設	す	П	規則第 右	21条の	無 3 ただし書きの該当の有無)] 無 }すこと)
		電波の 	 強度		[A/m] , [mW/c㎡])以下
第 3-3 無線設備(総合試験)				5	引 紙
備考 使用測定器及び委託較正用標準 関東総合通信局無線通信部航空					X年XX月XX日

航空機局総合試験点検表

免許人					点検実施な	平月日 平	成XX年X	X月XX日
識別信号 JA			総合試験を	と実施した	点検員の氏	 名		
免許番号								
飛行コース								印
操縦士氏名								
無線従事者資格								
無線従事者免許証番	号							
免許の年月日								
選任年月日								
1. HF 通信装置 (時	刻	•	~	:)			
通信の相手方 (局名)	位 置	高	度		感度/明瞭	度の確認	上	也上局との
電波の型式・周波数			(ft)	T	Ϋ́X	RX		距 離
選択呼出装置の動作			思み)	 (時刻		~		·
通信の相手方(局名)	位置	直				この 動 佐山	· 归	 也上局との
電波の型式・周波数	74.		(ft)	(巻:	八叶山表画	置の動作状	<u></u>	距 離
			•					
HF 通信装置の総合	試験結果		良		_ <u>否</u>			
2. VHF 通信装置 (F	侍刻	:	~	:)			
通信の相手方(局名)		高 度		感度/明	有効通達			
京次の刊士 国本数·	位置	(ft)	No. 1	システム	No. 2	システム	の距離(WW)	距離 (NM)
電波の型式・周波数			TX	RX	TX	RX	(NM)	(IVIVI)
選択呼出装置の動作料	犬況(有す	る場合に『	艮る。)	(時刻	:	~	:)
通信の相手方(局名) 電波の型式・周波数	位置	吉	i 度 (ft)	選	択呼出装置	置の動作状	/ []	也上局との 距 離
L VHF 通信装置の総合	-		良	1	否			

3. 機上 DME 又は 機上タカン

時刻	VOR 周波数 (局 名)	高 度 (ft)	位 置	地図上の距離 及び方位	DME 又は タカン の指示値	誤差	受信した標識 信号の確認
	the or relation		.)				

(注	: 方	位の確認	は、核	幾上タカ	ンに限る	5.)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			l		
	機上	DME 又i	ま 機」	ヒタカン	総合試験	能果	良	否					
4.	ATC	トランス	ポンタ	ž ((NH	in-Hg)	·						
レ	ーダー	一管制所	の局名	ı i	通信 周	波数			場	所			
	,	航空	三 機				レー	ーダー管制所	rから(の通報			
スこ	コーク	フコード	飛行	高度 (f	t)	通報され	た位置	通報され	た高層	度 (f t)	アー	イデント	の動作
						-							
							Management						
	ATC	トランス	ポンゟ	が終合討	 `驗結果		<u> </u>	<u> </u>					
		- / · / · / · · · · · · · · · · · · · ·			のの人がロント		~	<u> </u>					
υ.		及用电极 位置:)							
7						,	のまニギョ	TAKA.		,	-		*
ア							の表示が同			<u>į.</u>	良		
イ	進と	入限外局 きその旨	及表示	F装直は 示できる	、表示局か。	度が進入	高度以下に	こなった		<u> </u>	良		
6.	航空	機用気象	レータ	ブー									
	(位	位置:	7	高度 (f t)	:)							
ア	距	離レンジ	の切り) 替えに	応じて表	表示面の目	標がきりた	かわるか。		لِي.	良		否
1	チ	ルト角度	は最大	大値が 10	0 度以上:	か。				ال	良		否
ウ	チ	ルト角度	の範囲	関内で任	:意の値に	設定でき	るか。			<u>.</u>	良		否
工	空勢	中線の姿 が変化し	勢制御 た場合	甲装置を うにおい	有するも ても姿勢	,のにあっ)制御機能	ては、航空 が動作する	空機の姿 るか。		<u>.</u>	良		否
7.	航空	機用ドッ	プラー	ーレーダ	`_								
	(位	位置:	ī	高度 (f t)	:)							
	18 対	. 5 キロ 地速度及	メート び偏況	トル以上 充角が設	の距離を 備規則に	・直線的に 規定する	水平飛行し 基準に適合	したときの 合しているか	\ 0	<u>.</u>	良		
8.	ACAS												
	(位	位置:	ľ	高度 (ft)	:)							
ア	あ	行中、AC っては、 るか	AS — 25. 9	I には km 以内	あっては、 の他の新	、7.4 km C空機の位	以内、ACA 置が指示器	§ -Ⅱ に 器に表示さ		!	良		否
イ			·鯑ルフト	トス動作	確認 ()	· ア	にトスァリ	とが困難な		<u>-</u>			
1	場	合)	ラスハーユ	トの割汁	工/ 心中进行	- pL /	ことらし	- 14:14日天正1よ		<u>.</u>	良		否

別表第七号 一項関係) 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一

無線従事者の資格及び員数

别紙 C

□ 選任されている無線従事者の従事 □ 法第十条第二項の点検 → 選任されている無線従事者の資格	ハ 主任無線従事者の主任講習の受講 ・ 主任無線従事者の主任講習の受講 ・ 直難通信責任者の配置(船舶局で、義務 のある場合に限る。) ・ 連難通信責任者の配置(船舶局で、義務 のある場合に限る。) ・ 連任されている無線従事者証明書の所有及 び当該証明の効力(船舶局で、義務 のある場合に限る。) 主任無線従事者の配置(船舶局で、 ・ 連難通信責任者の配置(船舶局で、 ・ 本 連難通信責任者の配置(船舶局で、 ・ 本 連難通信責任者の配置(船舶局で、 ・ 本 連難通信責任者の配置(船舶局で、 ・ 本 連難通信責任者の配置(船舶局で、 ・ 本 連難通信責任者の配置(船舶局で、 ・ 本 連載通信責任者の配置(船舶局で、 ・ 本 本 で 、	法第七十三条第四項の点	二 検 法 第
,	及	十多角二項の点格	—————————————————————————————————————
		検の種別	点点

第二 法第六十条の時計及び備付書類

 						_		
		点検 二三多第四項の	一大客コーニを客切員)		治第十条第二項の点検		点検の種別	
二 その他の書類の備付け	無線業務日誌の備付け及び保	ロの無線局免許状の備付け及び掲示する。	手	その他の書類の備	ロー無線業務日誌の備付けていますの備付け	き トラ 前 ト	. 点検の項目 1	

第三 無線設備

無線局事項書 照合書類の区別

項の点検 法第十条第二

口 所

イ

- 予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所

限る。) 保証の設置箇所(船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機・地球局で、条件がある場合に機・地球局で、条件がある場合に

ホ

(船

ホ 船舶又は航空機関係事項(がある場合に限る。)がある場合に限る。) は置の義こ 法第三十五条の措置(船舶

(措置の義務措置(船舶局

無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

点検の種別

検 0) 項

目

航空機局に限る。)		二 法第十八条第	\sim
の設置場所(常置場所)		二項の点検	限る。)
(場合に限る。)			付属長量こついて、型式でよるロー送受信設備、特殊な設備及び
人の氏名又は名称及び住	-		称、製造番号及び型式検定番号 附属装置について 型式又に名
			等(変更した場合に限る。)
設備の設置場所(常置場)			る。) 2 空中線系(変更した場合に限
設備の設置箇所(船舶局、			
塚局、航空機局及び航空 ┃		三 法第七十三条	イ 送信 (受信) 可能な電波の型
同で、条件がある場合に		第四項の点検	式及び周波数
			ツボ
置			附属装置について、型式又は名
がこ艮で。) 脂地球局で、措置の義務			称、製造番号及び型式検定番号
又は航空機関係事項(船			ハー空中線系
ひ航空機局に限る。)			二 電源設備
			ホ 計器、予備品、制御器の照明、
(受信) 可能な電波の型			非常灯及び連絡設備(船舶局で、
周波数			義務がある場合に限る。)
信設備、特殊な設備及び			
旦について、型式又は名一			

_

二項の点検法第十八条第

第四項の点検ニ 法第七十三条

工事設計書

項の点検ー・法第十条第二

口

一四二四の九 (追四〇)

	機	空		航	July by
航空機用気象レーダ	II A C A S I 及び	機上DME及び機上	ダ ATCトランスポン	HF通信装置	線設備名無級居の種別及び無
Ξ = -	四三二一	五四三二一	四三二一	六五四三 _ 二一	
送空周	爱送空周	距受送空周	受送空周	選受変空要ス周	点
送信パルス 空中線電力 周波数	受信パル 受信パル の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	距 受信パル 受信が が 変に が 変に が 変 で の 変 で の で の の の の の の の の の の の の の	受信感度 送信パル 電 間波数	選 受 雲 羽 男 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	検
ル 電 ス 力	 受信感度 受信パルス 空中線電力	距離及び方受信感度という。	受信感度送信パルス空中線電力	選択度 変調特性 変調特性 変調特性 変調を変調を変調を変調を変調を変調を変調を変調を変調を変調を変調を変調を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	の
送信パルス特性空中線電力周波数	受信感度 送信パルス特性 空中線電力	距離及び方位誤差受信感度	受信感度送信パルス特性空中線電力	度発射	項
	-	差		選択度 変調特性 空中線電力 空中線電力 とでは、	目
				UHF通信装置を除く。	備
				信装置を除	考

							\perp					· 除	は、				
	舶		船									局					
備の場合である無線設備を表する無線設置を表する無線設置を表示しています。	無線票職及び投着規 「無線票職及び投着規 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」	ご幾明な方列を決定的無線電話、船舶航向無線電話、船舶航船上通信設備、双方			基本及び予備設備		彩榜	一泉炎一泉炎の航空機用携帯無	航空機用救命無線機				但而月月雷沙高度言	玉 高麦月電支高麦十		レーダー	航空機用ドップラ・
五四三二	= -		四三	_		六	五.	四	Ξ	=		四	Ξ	=		=	_
識別信号 無変調送信時間 用変調送信時間	空中泉電力	空中線電力	変調特性	占有周波数帯幅	周波数	個体識別コード	無変調送信時間	伝送速度	スイープレート	空中線電力	周波数	進入限界高度表示誤差	高度誤差	空中線電力	周波数	空中線電力	周波数
INC. NO. YEAR	窓となっての対限の確認となっての対別限の確認となっての対別限の確認となっています。	を を を の有効期限の確認 を は、				のに限る。 電波を使用するも	MLまでの 周波数の	畑から四〇六・一	一 ついては、引つに一・ 匹 五及ひ六に	印心	・電池の有効期限					2	

	t-i	Ido An			局
	地上基幹放送局	機地球局及び航空	自動識別装置 自動識別装置 組舶	示送信装置	一トランスポンダ 捜索救助用レーダ
	五四。三二一	=-	四三二一	四三二一	==-
	間波数 お合周波数特性 を中線電力 空中線電力 空中線電力 で中線電力 での強度	空中線電力	識別信号 空中線電力 空中線電力 周波数帯幅	識別信号 空中線電力 空中線電力 周波数帯幅	受信感度空中線電力
地上基幹放送局を 大ディア放送を行う と 正については、演奏所を有するものを きむ。)地上基幹放送局(デンダル放送(デジタル放送(デジタル放送(デジタル放送(デジタル放送(デジタル放送)を は 大き かんき かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう は かんしょう かんしょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	・ 四については、実 が 明朝電力又は空中 対幅射電力又は空中 が 電界強度測定 ための電界強度測定 を含む (衛星補助放 を含む (衛星神助な)	対輻射電力とする。 二については、実		認を含む。	電池の有効期限の確認
	注				

	アマチュア局	
九八七 六五四 三二 電 発	一四 _ლ 三二一	
出有周波数帯幅 と一方周波数帯幅 と一方の強度 を中線電力 を調特性 を目がルス特性 と信がルス特性 と信がルス特性 を見信感度	周波数周波数帯幅とは不足がある。	
備規則第四十五条の 十二の六第四号に掲 ける無線設備の無線 局に限る。 ・ 七、八及び九につ いては、海岸局(八 及び九を除く。)、航 を開入び無線につ に限る。	五については、設	除く。)に限る。

2 □ この表による電気的特性の点検の項目以外に、総務大臣が特別といる。

3 総合試験 ると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。他の事情により当該点検を実施することが困難又は不合理であ。 この表による点検の項目のうち、無線設備の機器の構造その

登録検査等事業者等規則(別表七号)

シコルスキー式 S76 C型

認定作業確認記録

認定業務を行なった場合、確認主任者は、業務規定 6-001 (業務管理規則 3-12) に従い、

"航空機整備改造認定(法第19条の2)"について必要な事項について確認する。[注]

国籍 登録記号 製造器	舞	認定作業期間	= No
JA			
JA			
У 27 бар Т.Т :	+	海綠頁擺離認目 /	
是検除航空機時間 TSO:			
TSO:	+	。	
- 認定框 美國 签 图 [40] 8 年,4		夏宝玉美国	
TCD INSP. (31-09-***)		COMPONENT MARKET (04 04 steel)	
☐TCD 50HR : 31-09-005		<u>COMPONENT MAINT. (31−21−****)</u> □MRS 1500HR : 31−21−MRS150	
☐TCD 1500HR/12M: 31-09-150/12M		□MRS 2250HR : 31-21-MRS225	
☐TCD 90DAY: 31-09-90D		☐MRB 3000HR/3Y : 31-21-MRB300/3Y	
		☐BS 3000HR/3Y : 31-21-BS300/3Y	1
<u>SCHEDULED_INSP. (31-1*-***)</u>			1
□25HR : 31–12–0025		ONE-TIME INSP. (31-25-***)	.
□50HR : 31-12-005		□ONE-TIME INSP : 31-25-ONE	
□100HR : 31-12-010			
□300HR : 31-12-030 □500HR : 31-12-050		SPECIAL CONDITION INSP. (31-28-***)	
□500HR: 31-12-050 □600HR: 31-12-060		☐SPECIAL 25HR : 31-28-0025	
□750HR : 31-12-075		CEDITONIO (04 04 min)	
□900HR : 31-12-090		<u>SERVICING (31-31-★★★)</u> □LUBLICATION & SERVICE : 31-31-LUB1	
□1500HR: 31-12-151 ~ -155		DLUBLICATION & SERVICE: 31-31-LUB2	
□MRB INSP : 31-12-MRB		☐MGB OIL SOAP : 31–31–MGB	
□300HR/3M : 31-13-030/03M		OPTIONAL EQUIPMENT INSP. (31-4*-***)	
□200HR/12M : 31-13-020/12M		OPTIONAL EQUIPMENT INSP. (31-4*-***)	
□300HR/12M : 31-13-030/12M		□OPTIONAL 30DAY: 31-41-30D	
□600HR/12M: 31-13-060/12M		□OPTIONAL 60DAY: 31 41-50D	
□1500HR/12M : 31-13-150/12M		magnification (County) (County)	
□1500HR/2Y : 31-13-150/2Y		□OPTIONAL 100HR/6M : 31-43-010/06M	
□1250HR/3Y : 31-13-125/3Y		OPTIONAL 500HR/6M: 31-43-050/06M	
□1500HR/3Y : 31-13-150/3Y		□OPTIONAL 300HR/12M : 31-43-030/12M	
□3000HR/4Y: 31-13-300/4Y		□OPTIONAL 500HR/12M : 31-43-050/12M	
☐ 6M:31-14-06M		□AAC OPTIONAL 100HR : 31-45-010	, ,
□12M : 31-14-12M		□AAC OPTIONAL 1000HR : 31-45-100	
☐ 2Y:31-14-2Y		□AAC OPTIONAL 6M: 31-45-06M	•
□CIRCULAR : 31-14-CIR □ 3Y : 31-14-3Y		□AAC OPTIONAL 12M: 31-45-12M	
CUIDDI IMENTAL DEDI ACEMENT (21-15		Annual state of the contract o	
SUPPLIMENTAL REPLACEMENT. (31-15-***) □SUPPLY REPLACE: 31-15-SPR		保存整備 (31−91−***) □STORAGE RECORD : 31−91−STG	
			l
		その他の点検 * "その他の点検"には、た機やLEDにも記点である。	-+-
		* "その他の点検"とは、左欄や LEP に未設定であるような、 種類が既存の点検に属さない臨時改訂版等をいう	原硬の
		性類が成任の点検に属さない臨時改訂放券をいう * 本欄への記載は、点検名と点検 CHAP No を記載すること	=
法第19条の2の確認目(WYY/MI	// DD) (主)	確認主任者(署名又は記名押印)	
CONTRACTOR OF SECURITY AND SECU			
/			
/			

【注】: 有効な耐空証明が失効しているものにあっては、業務規程 3-001 に従い、"航空機整備検査認定(法第 10 条6項第3号)"と読み替えること

(b) 問題点は明確でないが、特定部分の損傷の進行が予測され、故障解析の観察だけで は不十分であると考えられる場合は、2. 3項に記述したSampling Monitoring を 行うか、あるいは継続する。

3. 業務および担当部署

A 目常整備のMonitoring

日常整備におけるMonitoringの業務は各整備作業担当部の作業担当課がおこなうのを原則と する。ただし、不具合の状況に応じて同部の技術担当課あるいは技術担当部が方法、調査項 目等に対して援助する。

B URRによるMonitoring

URRによるMonitoringは、作業担当課から報告される不具合報告等を基に管理相当部で EDP処理し、これを基に品質管理担当部によって目標値(URR)および管理限界値(U CL)を設定する。なお、これらの設定に際し、必要に応じて技術担当部が協力する。目標 値管理については、作業担当課から報告される不具合報告書等を基に、管理担当部でEDP 処理によって、1ヶ年毎にデータとしてまとめ、このデータを基に品質管理担当部および特 術担当部で分析、評価ならびに対策を行う。

C Sampling Monitoring

Sampling Monitoring 、目標値によるMonitoringの結果や技術担当部の判断によって方法等 を作成し、整備部門長の承認を得て整備作業担当部に指示しその報告をもとに品質管理担当 部及び技術担当部で分析、評価及び今後の対策等を行う。

E 対応方法

(1) 整備作業担当部との関係

データの結果で今後の対応策が必要になった場合は、別のAMPSで定めた「技術指令」 の体系に従って技術担当部より対応する指示が発行される。

(2) 外注先との関係

データ検討の結果、外注先の作業方法に疑問が生じたり、改修等を必要とする場合は技術

平成13年 3月28日 設定承認

1ヶ年毎に各装備品毎にURRの移動平均値を求め、その値が設定したUCLを越えた場 合、その装備品をピック・アップする。

(注) URRの移動平均は対象機種によって1~3ケ年の範囲で設定する。

C Sampling Monitoring 要領

通常の装備品に対しては、日常整備およびURRによって、Monitoringを行うが、これに加 えて、特に使用時間の増加と共に、特定部分の摩耗、腐食または疲労等の損傷が予想される 機械的な装備品にたいしてはSamplingによるCondition Monitoringを行い、一定間隔で分析 及び評価を実施する。

Sampling Monitoring の対象となる装備品は、次のとおり、

- ① Dynamic Component (動力伝達用の装備品)
- ② 使用時間の増加と共に上記のような劣化の進行が予測され、その不具合によって航空機 の耐空性に重大な影響をおよぼし、かつ、機体に装備したままではCondition のManitor -ingが困難な装備品。

D Monitoringおよび分析の方法

- ① 選定された装備品に対し、その特性により定期間毎、一定の使用時間毎、一定Cycle 毎、 または、これらの組合せによって周期的にその機能、性能およびCondition について、 解析、検討を加える。
- ② 次の各項目に対して総合的な検討を行う。
 - (a) URR実績
 - (b) 故障原因別分布 (パレード図)
 - (c) 使用時間の経過と故障発生の関連性 (TTまたはTSO分布図)
 - (d) 不具合の進行状況および今後の予測
 - (e) その他
- ③ 検討結果から問題点の有無に対する判断に応じて次のような対策あるいは更に観察を行 う。
 - (a) 問題点が明らかになった場合は、速やかに一斉点検(一時点検)、改修または整備

品に不具合が集中しているもの。 B 計画外取卸し数によるMonitoring要領

> 統計的手法により装備品の計画外取卸し数について、Monitoringを行い、特に重要な装備品 については目標値を設定し、これを越えるものについて積極的な対策を行う。

- (1) 目標値の設定
 - (a) 原則としてEDP管理部品の中の装備品を対象とする
 - (b) 年度当初に設定し、一年間を対象とする
 - (c) 原則として取卸し個数の多いものに適用する
- (2) 目標値の設定要領
 - (a) 以下に示す項目について検討を行い、総合的判断のもとに目標値を設定する。
 - ① 過去の不具合データの解析および検討結果(URR、原因等)
 - ② 他社のデータ
 - ③ 今後の作業改善および改修
 - ④ 整備Shopの作業量(社内、社外および工数、設備等)
 - ⑤ 修理費用 (部品費、労務費)
 - (6) 機材計画
 - (b) 目標値はUnscheduled Removal Rate (URR) を用いる。
 - (注) URR=計画外取卸し数/1000時間,なおURRの替りにPRR(早期 取卸し率)を用いることもある。
- (3) 管理限界値 (Upper Control Limit UCL) の設定要領

下式により平均目標値から 2σ を求め、目標値にこれを加えた値を管理限界値とする。

 $\sigma = [1000 \times X/Y]$

 $UCL = X + 2 \sigma = X + 2 [1000 \times X/Y]$

X:目標値(前年の平均URRに前項B①を加味して修正したもの)

Y:年間予想飛行(使用)時間

(4) 要検討装備品のピック・アップ基準

4 - 3 1 (1/5)

標 題: 装備品の信頼性管理要領

1. 総則

A目的

本要領は、整備規程で定めた信頼性管理方式に基づいて、その一環としての装備品を主体とした具体的な活動体系を示す要領である。

B滴用

本要領は、装備品の整備活動(計画、作業、評価等)の総てに適用する。

- 2. 装備品のCondition Monitoring実施要領
 - A 日常整備におけるMonitoring要領

日常の整備作業においては、装備品自体のTrouble Shootingおよび修理作業だけではなく、 次の点についても注視し、問題点の把握を行わなければならない。

- (a) 故障の集中化
- (b) 特定の機体(機番)での取倒しの増加
- (c) 季節的なお障の集中
- (d) 特定な内部部品の劣化あるいは故障の増加

特に次の事項については積極的に問題項目をピック・アップし、原因の探求および対策を行う必要がある。

(1) 異常故障

- (a) 航空機の安全性に重大な影響を及ぼした不具合。
- (b) 装備品自体の異常故障。
 - ① 大規模な損傷。
- ② 集中的な故障発生。
- ③ 通常予想されない個所の異常故障、

(2) 連続的故障

同一の機体のSystemでSystemを構成する装備品が連続して取卸され、その後もSystemの不具合が継続しているもの、および同一製造番号あるいは同一時期に製造または修理された装備

担当部から対応する指示を発行する。

(3) 製造者との関係

必要に応じて当該装備品の製造者や航空機製造者に不具合内容および対応策等について技 術担当部から連絡するとともに、必要とする情報の収集に努める。

- 4. 整備規程第4章 4-7項に指定された装備品に対する追加事項
 - A 本項目に該当する装備品 (航空法施行規則第31条2項ただし書きの適用を受けているもの) については、2A項及び2B項に指示されたMONITORINGにより抽出された事象を入念に検証し、整備規程第4章 4-7項に設定した整備方式が適切か否かを継続して評価すること。
 - B 評価は年1回実施(毎年1~12月のデータに基づき、翌年1月に実施)するものし、不具合で取り卸された件数、及び不具合内容、またURRデータを算出し、これに基づき技術検討を行い、技術検討書にまとめること。
 - C 技術検討書の結果に応じて、AMPS 4-32 に従い適切な処置を実施すること。

平成24年9月5日 全航連

小型航空機搭載無線装置の整備根拠について

小型航空機搭載無線装置を確実に運用する為に実施する整備方法についての概要根拠を以下に列記致します。

- 1. 航空機製造者による製造、運航、整備の基準について
 - 航空機の製造については、航空機製造国が定めるレギュレーション (例:FAR/JAR PART 23, 25, 27, 29 31、JAPAN 耐空性審査要領) を満足する様製造されている。
 - 航空機の運航については、航空機製造国が承認した航空機製造者作成航空機フライト・マニュアルに従っての運航を要求している。
 - 航空機の整備については、航空機製造国が承認した航空機製造者作成航空機メンテ ナンス・マニュアルに従っての整備を要求している。
 - 航空機を連続的に運航するための国による整備にかかる法的検査としては、一年毎のアニュアル・インスペクッション(民間検査員による軽度の検査)を要求している。
- 2. 日本国における運航、整備の基準について
 - ・ 航空運送事業者の運航の基準については、航空法に従って運航規程(国土交通大臣 認可)を定めることを要求している。
 - 航空運送事業者の整備の基準については、航空法に従って整備規程(国土交通大臣 認可)を定めることを要求している。
 - ・航空機使用事業者の運航の基準については、航空法に定める運航規程を準拠して作成された運航基準(国土交通省地方航空局長届出)に従っての運航を要求している。
 - 航空機使用事業者の整備の基準については、航空法に定める整備規程を準拠して作成された整備基準(国土交通省地方航空局長届出)に従っての整備を要求している。
 - 自家用航空機については、航空法に定める運航規程(運航基準)及び整備規程(整備基準)作成の要求は無い。
 - ・航空機運送事業機、航空機使用事業機、自家用機の運航については、航空機製造国 が承認した航空機製造者作成航空機フライト・マニュアルを準拠した飛行規程(国 土交通大臣承認)に従って運航している。
 - 航空機運送事業機、航空機使用事業機、自家用機の整備については、航空機製造国 が承認した航空機製造者作成航空機メンテナンス・マニュアルに従って整備している。
 - 航空機を連続的に運航するための航空法にかかる検査としては、一年毎の航空局 (CAB)による定期耐空検査が要求される。現在では民間の認定事業場での一年 毎の耐空検査が一般的である。

航空機を連続的に運航するための電波法にかかる検査としては、一年毎の総合通信局による定期無線検査が要求される。現在では民間の登録検査等事業者での一年毎の定期無線検査が一般的である。米国等では、定期無線検査の要求は無い。

3. 航空機装備品製造者による製造、整備の基準について

- ・ 航空機用発動機の製造については、発動機製造国が定めるレギュレーション (例: FAR/JAR PART 33、JAPAN 耐空性審査要領) を満足する様製造されている。限界使用時間については製造国審査のもと発動機製造者が定めている。日本国においては、航空法の告示にて定められている。
- 航空機用発動機の整備については、発動機製造国が承認した発動機製造者作成エンジン・メンテナンス・マニュアルに従っての整備を要求している。オーバーホール開隔等については製造国審査のもと発動機製造者が定めている。日本国においては、航空法の告示にて定められている。整備開隔、整備内容等については、発動機製造国が承認した発動機製造者作成エンジン・メンテナンス・マニュアルに定められている。
- ・ 航空機用発動機以外の装備品の製造については、装備品製造圏が定めるレギュレーション (例:FAA TSO) を満足する様製造されている。
- 航空機用発動機以外の装備品の整備については、装備品製造国が承認した装備品製造者作成メンテナンス・マニュアルに従っての整備を要求している。
- 無線装置についても上記装備品と同様に製造されている。オーバーホールの規定は無い。整備についてはメンテナンス・マニュアルに示されている繰返し検査(含む、ベンチ・チェック)の要求は無い。不具合があればその時点で航空機より取卸し、修理及び機能確認検査(ベンチ・チェック)を実施する。

4. 航空機構載無線装置の機能の確認について

- ・ 製造者作成マニュアルには、定例整備の記載はない (除く、ELT)。
- 航空機製造者作成フライト・マニュアル及びメンテナンス・マニュアルでは、飛行 前点検における機能の確認、定時整備における取付け状態の確認等のみで、取卸し てのベンチ・チェックの要求はない。
- ・ ATC トランスポンターについては、FAR PART 91.413にて24 カレンダー月以内にTEST AND INSPECTIO (TCL № 3-011: 二次レーダー・トランスポンダ装置の定期点検について) を要求している。

平成24年 7月5 日

無線局設備変更申請書

24.7.-5

関東総合通信局長 殿

 免許人
 住
 所

 氏
 名

 代表者氏名

当社所属の無線局(代表航空機局:航空機局 JA 免許番号 関空第 号 他 20 局の) 無線設備を変更したいので電波法第17条の規定により申請します。

(共通予備装置 VHF無線電話 KTR908 型)

無線局事項書及び工事設計書

1. 氏名又は、名称

2. 変更を必要とする理由

事業機として新たに免許を取得した JA117R の増機により製造番号「7142」の追加、航空機局「JA117R」の追加を行い、互いの共通装置として使用し、整備合理化及び効率的な運用を行いたい。

3. 装置の種類及び型式又は名称

VHF無線電話 型式 KTR908

4. 装置の台数及び製造番号 下記の通り 40 台とする。

12132	12230	12521	12504	11926	12058	7142	6873	7098
9516	9511	9593	9836	9509	10095	10262	11042	11047
11095	11115	KTR908- C13353	KTR908- C13465	KTR908- C13579	KTR908- C13002	KTR908- C13005	10185	3905
12807	12149	2332	1952	4280	3933	5210	5476	
* 1652	* 2130	* 2650	* 5061	* 11918				

(*印は、予備装置)

5. 共通に使用する航空機局の数及びその局名 下記航空機局 21 局とする

JA01AX	JA01AX No.2	JA02AX	JA02AX No.2	JA06NR	JA06NR No.2	JA117R	JA6655	JA6655 No.2
JA6788	JA6788 No.2	JA6900	JA6900 No.2	JA6901	JA6901 No.2	JA6910	JA6912	JA6912 No.2
JA6916	JA6917	JA6924	JA6925	JA6926	JA6928	JA6928 No.2	JA6930	JA6930 No.2
JA88CX	JA88CX No.2	JA9616	JA9616 No 2	JA9683	JA9683 No.2	JA9986	JA9986 No.2	

6. 参考事項

代表航空機局 JA6924

24.7.13

^{*}下線のある製造番号の装置、航空機局が新たな追加です。

^{*4}項の装置製造番号は5項の同じ欄に記載されている航空機局に装備されています。

日本国籍航空機用 406MHz ELT登録フォーム

1 改組の口格
<u>1. 登録の目的</u>
○ 新 設 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
│ ○ ○ ○ ↑
[1 ての他(共体的な変更内容 :)]
_2. ELTに関する情報
(1) ① E L T の 型 式 :
② 製 造 業 者 :
(2) ① 個体識別コード(15HEX): 無線局事項書「29 個体識別コード」を記入してください。
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
_ <u> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 </u> ② コーディング情報 : 次のいずれかの一つにその内容を記載して下さい。
の航空機の国籍記号及登録記号 JA
○ 航空機に指定された24ビットアドレス(16進形式)
○ 航空機運航機関ICAO3文字略号+運航機関毎の通し番号
(TOMOS大手昭号を登録している航空運送事業者に限る) ③ ビーコンシリアルナンバー 「
3.ELTを搭載する航空機に関する情報_
(1) 使用する航空機の数 グロック 複数 クロック 特定の航空機
(2) 航空機識別 : 複数で使用する場合は代表機を記入すること。
① 国籍及び登録記号 JA 2 航空機の型式 (ICAO略号使用)
③ 航空機の種類
○ 単発プロペラ機 ○ 多発プロペラ機 ○ 単発ジェット機 ○ 多発ジェット機
● 回転翼航空機 ○ その他(飛行船、滑空機等)
4. 航空機の運航者に関する情報
(1) 航空機の運航者
航空会社名/氏名(個人の場合): (和文)
(英文)
運 航 者 の 種 類 : Ĉ 航空運送事業者
運航者略号: []
住 所 :
電話/FAX :
E-mail :
(2) 緊急連絡窓口(24時間対応窓口)
① ELTを搭載した航空機の運航管理を実施している部署
部署名(担当者) :
電話/FAX ://
E-mail :
② ELTを整備・管理している部署
部 署 名 (担 当 者) :
電話/FAX :
E-mail :

登録フォームはE-mailにて次の宛先まで送付願います。

国土交通省航空局 救難調整本部 (東京航空局東京空港事務所 航空管制運航情報官)

E-mail: hnd-rcc@cab.mlit.go.jp